

令和元年度
福島町議会定例会
12月会議議案

説明資料

福島町

令和元年度福島町議会定例会 12月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
33	危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について	1
34	福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	5
35	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	6
36	職員の給与に関する条例の一部改正について	7
37	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	9
38	第5次福島町総合計画の変更について	10
39	令和元年度福島町一般会計補正予算(第4号)	
	第2表地方債補正について	21
	事務事業別説明資料	22

議案第33号関係

危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について

1 条例制定の目的について

老朽した木や枯れてしまった木は、わずかな衝撃で倒木する恐れがあり、倒木により、ケガや家屋といった財産の損傷が発生する可能性があります。

町では、このような危険木による倒木被害から町民の生命・財産を守るため、条例を制定するものです。

2 対象となる危険木について

この条例で定義する危険木とは、目通り直径が概ね 20 センチメートル以上かつ、樹高が概ね 5メートル以上のもので、住宅等に被害を与えるおそれがある立木とします。

3 条例の内容について

- (1) 第1条は、条例制定の目的を規定しています。
- (2) 第2条は、住宅等及び危険木を定義しています。
- (3) 第3条から第4条は、町及び立木所有者の責務を規定しています。
- (4) 第5条から第6条は、危険木の所有者へ要請したにもかかわらず、改善されない場合、町が勧告・命令をすることができることを規定しています。
- (5) 第7条は、職員の立入調査等の実施について規定しています。
- (6) 第8条は、緊急時に町が応急措置を実施できることを規定しています。
- (7) 第9条は、危険木の除去に対して、別に定めるところにより助成を実施できることを規定しています。
- (8) 第10条から第11条は、条例の実施にあたり町内会や関係機関との連携や専門家の意見や助言を求めることができることを規定しています。

4 危険木除去に係る助成について（条例第9条関係）

私有地にある立木は、個人財産として土地所有者が管理することとなっておりますが、立木の伐採や撤去には、立地条件や大きさによっては、多くの費用が発生するため、すぐに対処することできない場合があります。

そのため、危険木の撤去等に係る費用負担の軽減を図ることにより、所有者等による撤去を促すため、条例第9条に基づき別途要綱を定め、補助制度を設けます。なお、制度の概要は、下記のとおりです。

(1) 補助対象者

危険木の所有者及び所有者の承諾を得た住宅等管理者とします。

ただし、法人、町税に滞納がある個人、暴力団関係者は除きます。

なお、住宅等管理者は、住宅等の所有者本人又は親族（3親等以内）、住宅入居者とします。

(2) 対象経費

- (ア) 危険木及び倒木の伐採、撤去及び処分に要する経費
- (イ) その他町長が必要と認めるもの

(3) 補助率及び補助金額

補助率は、2分の1以内とし、補助金額については20万円（千円未満については切り捨て）を限度とします。なお、申請は、原則同一年度内に1回とします。

5 施行期日について

令和2年4月1日から施行します。

6 補助要綱について

別添（案）のとおりです。

危険木伐採事業費等補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、危険木から町民の生命・財産を守る条例第9条の規定に基づき、住宅等への倒木被害から町民の生命及び財産を保護するため、町内の危険木の伐採、撤去などを行う者に対し、予算の範囲内で危険木伐採事業費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における、次の各号の用語の意義は、危険木から町民の生命・財産を守る条例第2条に定めるところとする。

- (1) 住宅等
- (2) 危険木

（補助金の対象等）

第3条 この補助金の対象は、危険木の所有者又は危険木の所有者の承諾を得た住宅管理者が行う次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費
- (2) 倒木の撤去及び処分に要する経費
- (3) その他町長が必要と認めるもの

（交付条件）

第4条 前条に規定する補助対象者のうち、次に掲げる者には補助金を交付しない。

- (1) 法人
- (2) 町税を滞納してる者
- (3) 福島町暴力団排除条例(平成25年福島町条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (4) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第3条第2項に規定する暴力団関係者が世帯員にいる者

（補助率及び補助金）

第5条 事業における補助率及び補助金の交付額は、第3条で規定した費用の2分の1以内とし、交付額は20万円を限度とする。この場合において、交付額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 交付申請の提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金申請書（様式第1号）
- (2) 危険木の撤去等に要する経費がわかる見積書
- (3) 危険木の状況が分かる工事前の写真
- (4) 位置図

(5) その他町長が必要と認める書類

2 申請は同一年度内1回限りとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(交付決定及び交付通知書)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、交付決定の判断にあたり、申請があった危険木が存在する町内会長の意見を求めることができる。

(実績報告)

第8条 実績報告の提出書類は、次に掲げるものとし、工事完了日から起算して30日後又は、交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第3号)

(2) 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費の支払いを証明する書類の写し

(3) 工事完了後の写真

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、事業完了の確認及び実績報告書を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の確定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付する。

(補助金の交付の取り消し又は返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは、一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

議案第34号関係

福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

1 提案理由について

令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公布の日から起算して6月を経過した日より施行され、また、国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正することに伴い、福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容について

成年後見制度の利用の促進に関する法律第4条及び第11条第2号の規定に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないようにするため、欠格事項の成年被後見人を意思能力の有しない者に改めるほか、外国人住民の備考欄に記載される事項の記録媒体について規定するものであります。

3 施行期日について

この条例は、令和元年12月14日から施行します。

議案第35号関係

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の理由について

令和元年8月7日の人事院勧告の内容は、一般職員の民間給与との格差を埋めるため給与水準の引き上げの改正として給料表の改定（平均0.1%引き上げ）と特別給の支給月数を0.05月引き上げる等の勧告となっております。

当町の特別職の期末手当については、平成28年度より一般職と同じ支給月数に改正しております。

今般の人事院勧告により、一般職の期末・勤勉手当の支給月数を「4.45月」から「4.50月」に、特別職の期末手当についても、「0.05月」引き上げ年「4.50月」に引き上げる改正を行うものです。

2 改正の内容について（第4条関係）

（1）期末手当の支給率の改正（R2年度）

区 分	6月期	12月期	計
改正前（B）	2.225月	2.225月	4.450月
改正後（A）	2.250月	2.250月	4.500月
増減（A－B）	0.025月	0.025月	0.050月

（2）期末手当の支給率の改正（R1年度）

区 分	6月期	12月期	計
改正前（B）	2.225月	2.225月	4.450月
改正後（A）	2.225月	2.275月	4.500月
増減（A－B）	0.000月	0.050月	0.050月

3 施行期日について

公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用します。

ただし、令和元年12月の期末手当については、「2.225月」を「2.275月」とする。

議案第36号関係

職員の給与に関する条例の一部改正について

令和元年8月7日の人事院勧告の内容は、一般職員の民間給与との格差を埋めるため給与水準の引き上げの改正として給与表の改定（平均0.1%引き上げ）と特別給の支給月数を0.05月引き上げる等の勧告としており、これに基づき今年度の給与改定を当該勧告に基づき改定します。

1 改正の主な内容について

(1) 第1条関係【平成31年4月遡及適用】

① 給料表の改定 [別表関係]

大卒採用職員の初任給を1,500円、高卒採用職員の初任給を2,000円引き上げるとともに、若年層についても1,000円程度の引き上げとし、これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定をするものです。（平均0.1%引き上げ）

② 勤勉手当の改定 [第19条第2項関係]

支給月数を0.05月引き上げ、期末・勤勉手当を併せて現行の年間4.45月から4.5月に改定します。

引き上げ分は勤務実績に応じた、勤勉手当に配分し、改正による増加月数については、国と同様に12月期とするものです。

(単位：月)

区分	6月期		12月期		計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
期末	1.300 (0.725)	1.300 (0.725)	1.300 (0.725)	1.300 (0.725)	2.60 (1.45)	2.60 (1.45)
勤勉	0.925 (0.45)	0.925 (0.45)	0.925 (0.45)	0.975 (0.45)	1.85 (0.9)	1.90 (0.9)
計	2.225 (1.175)	2.225 (1.175)	2.225 (1.175)	2.275 (1.175)	4.45 (2.35)	4.50 (2.35)

※ () は再任用職員

(2) 第2条関係 【令和2年4月から適用】

① 勤勉手当の改定 [第19条第2項関係]

平成31年度では改定月分を、12月期に0.05月分配分しておりましたが、令和2年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分します。

(単位：月)

区分	6月期		12月期		計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
期末	1.300 (0.725)	1.300 (0.725)	1.300 (0.725)	1.300 (0.725)	2.60 (1.45)	2.60 (1.45)
勤勉	0.925 (0.45)	0.95 (0.45)	0.975 (0.45)	0.95 (0.45)	1.90 (0.9)	1.90 (0.9)
計	2.225 (1.175)	2.25 (1.175)	2.275 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	4.50 (2.35)

※ () は再任用職員

2 施行期日について

- (1) 公布の日から施行します。
- (2) 第2条の規定は、令和2年4月1日から施行します。
- (3) 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用します。

議案第 37 号関係

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

1 提案の理由について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布され、地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等が欠格条項から削除されることから関係条例の改正を行うものであります。

2 主な改正内容について

関連する 4 条例の一部を改正します。

(1) 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正(第 1 条関係)

引用条項に移動が生じることに伴い規定の整理をします。

(2) 職員の給与に関する条例の一部改正(第 2 条関係)

地方公務員法の改正により、職員が成年被後見人等に至ったことをもって失職することがなくなることから、不要な規定を削除します。

(3) 職員等の旅費に関する条例の一部改正(第 3 条関係)

引用条項に移動が生じることに伴い規定の整理をします。

(4) 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第 4 条関係)

引用条項に移動が生じることに伴い規定の整理をします。

3 施行期日について

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行します。

議案第 38 号関係

第 5 次福島町総合計画の変更について

I 第 5 次福島町総合計画前期実施計画の変更について

1 変更の目的について

令和元年度定例会 9 月会議において議決された本計画について、令和元年度の事業内容に変更が生じたため、第 5 次福島町総合計画における前期実施計画の一部を変更するものであります。

2 前期実施計画（平成 28 年度～令和元年度）の変更について

前期実施計画について、事業件数 157 件、事業費総額 5,144,950 千円となっているものに、変更が生じた 1 事業に係る事業費を 40,000 千円増額し、総事業費を 5,184,950 千円に変更するものであります。

なお、財源の主な内訳は、その他財源が 40,000 千円の増額となっております。

(1) 総事業費等の変更について

(単位：件、千円)

区分	件数	総事業費	財源内訳			
			国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
変更前	157	5,144,950	906,700	2,377,100	750,950	1,110,200
変更後	157	5,184,950	906,700	2,377,100	790,950	1,110,200
増 減	0	40,000	0	0	40,000	0

(2) 変更区分の概要について

(単位:件、千円)

変更理由	区分	件数	総事業費	財源内訳			一般財源
				国・道 支出金	地方債	その他	
①新規に登載となった事業	変更前	0	0	0	0	0	0
	変更後	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
②事業費等に変更が生じた事業	変更前	1	397,500	0	20,000	377,500	0
	変更後	1	437,500	0	20,000	417,500	0
	増減	0	40,000	0	0	40,000	0
③事業費等に変更がない事業	変更前	156	4,747,450	906,700	2,357,100	373,450	1,110,200
	変更後	156	4,747,450	906,700	2,357,100	373,450	1,110,200
	増減	0	0	0	0	0	0
	変更前						
	変更後						
	増減						
	変更前						
	変更後						
	増減						
合計	変更前	157	5,144,950	906,700	2,377,100	750,950	1,110,200
	変更後	157	5,184,950	906,700	2,377,100	790,950	1,110,200
	増減	0	40,000	0	0	40,000	0

(3) 施策体系別の変更について

(単位:件、千円)

基本方向	項目	変更前		変更後		増減		
		件数	総事業費	件数	総事業費	件数	総事業費	
産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	12	777,000	12	777,000	0	0	
	農業	2	10,000	2	10,000	0	0	
	林業	8	161,500	8	161,500	0	0	
	商工業、地場産品	5	594,300	5	634,300	0	40,000	
	観光・交流	18	234,900	18	234,900	0	0	
	産業創造と雇用労働対策	6	176,400	6	176,400	0	0	
	小計	51	1,954,100	51	1,994,100	0	40,000	
	町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実	保健予防、健康づくり	3	55,000	3	55,000	0	0
		地域医療	3	151,900	3	151,900	0	0
		地域福祉	2	24,200	2	24,200	0	0
		高齢者の福祉	4	170,600	4	170,600	0	0
		小計	12	401,700	12	401,700	0	0
		土地利用	1	12,900	1	12,900	0	0
		自然保護、環境共生	0	0	0	0	0	0
公園・緑地、景観、環境美化		1	99,600	1	99,600	0	0	
ごみ処理、リサイクル		1	32,600	1	32,600	0	0	
水道、排水・し尿処理		11	334,200	11	334,200	0	0	
豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実	道路網	14	694,100	14	694,100	0	0	
	公共交通、情報通信	4	45,900	4	45,900	0	0	
	住宅	11	665,900	11	665,900	0	0	
	児童福祉、子育て支援	3	99,200	3	99,200	0	0	
	火葬場、墓地	1	9,000	1	9,000	0	0	
	防災	4	69,400	4	69,400	0	0	
	消防・救急	10	159,300	10	159,300	0	0	
	交通安全・防犯	2	27,920	2	27,920	0	0	
	小計	63	2,250,020	63	2,250,020	0	0	
	生涯学習(推進体制)	1	2,800	1	2,800	0	0	
	幼児教育、学校教育	12	289,410	12	289,410	0	0	
	スポーツ	1	2,100	1	2,100	0	0	
	芸術文化、文化財	4	7,200	4	7,200	0	0	
	地域間交流、国際化	1	8,300	1	8,300	0	0	
小計	19	309,810	19	309,810	0	0		
学び合い、たくましい人を育てる	コミュニティ	1	106,000	1	106,000	0	0	
	広報・広聴、情報発信	2	14,710	2	14,710	0	0	
	行政運営	8	106,010	8	106,010	0	0	
	財政運営	1	2,600	1	2,600	0	0	
	小計	12	229,320	12	229,320	0	0	
	総計	157	5,144,950	157	5,184,950	0	40,000	

(4) 事業費等に変更が生じた事業について

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳			
							国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成(産業・人財育成)	商工業、 地場産品	福島町がらるる地元企業等応援事業 H29～H31・展望 施設投資助成金、雇用奨励助成金ほか 【R元年度内訳】 施設投資助成金 125,000千円 雇用奨励助成金 6,300千円 特別雇用奨励助成金 2,000千円 外国人技能実習生受入助成金 11,700千円	施設投資助成金の助成見込額の増加による(85,000千円→125,000千円) ※R元事業費 40,000千円増 変更前 105,000千円 変更後 145,000千円	変更前	H29 ～ R元	397,500	0	20,000	377,500	0
				変更後	H29 ～ R元	437,500	0	20,000	417,500	0
				増 減		40,000	0	0	40,000	0
合 計				変更前		397,500	0	20,000	377,500	0
				変更後		437,500	0	20,000	417,500	0
				増 減		40,000	0	0	40,000	0

Ⅱ 第5次福島町総合計画基本構想・基本計画の変更について

1 町長2期目の公約について

- | | | |
|--|---|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 次世代を担うリーダー等の育成 (2) 産業の再生による雇用の創出 (3) 若者等の定住促進と子育て環境の充実 (4) がん予防対策の充実 (5) 高齢者等の安心安全な生活環境の充実 | } | 1期目の公約
※総合計画の重点目標 |
| <ul style="list-style-type: none"> (6) 地域資源を活用した交流人口の促進 (7) 第2青函トンネル構想の実現 | } | 2期目で追加する公約 |

2 第5次福島町総合計画への反映について

1期目の公約については、総合計画の重点目標として「基本構想」に記載されており、2期目の所信表明でこれらを継続するとともに、新たに「地域資源を活用した交流人口の促進」、「第2青函トンネル構想の実現」の2つを追加することを表明しています。

追加する新たな公約の総合計画への反映については、次のとおり整理します。

(1) 基本構想の変更

基本構想については、まちづくりの基本的な理念や目標、方針を定めるものであり、町長2期目のまちづくりに対する方向性は所信表明で表明していることから、新たな公約については重点施策に追加する必要があります。

変更箇所	内 容
計 画 書	P8
Ⅱ 基本構想	<p style="text-align: center;">重点的に行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代を担うリーダー等の育成 <li style="text-align: center;">～ ・ (略) ・ <u>地域資源を活用した交流人口の促進</u> ・ <u>第2青函トンネル構想の実現</u>

(2) 基本計画の変更

基本計画については、基本構想を実現するための各種施策を総合的かつ計画的に体系化しているものであることから、追加する公約は総合計画の該当する項目に次のように追加します。

○地域資源を活用した交流人口の促進

変更箇所	内 容
計 画 書	P30 「5 観光・交流」
基本目標	変更なし
区 分	観光メニュー
現 状	変更なし
課 題	変更なし
施 策	<p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>殿様街道の歴史的資源、千軒そばなどの地域資源及び岩部クルーズ事業を活用し、千軒、岩部地区を中心に引き続き事業展開を図り、町外へ積極的に情報発信することにより交流人口の拡大を目指します。</u></p>

○第2青函トンネル構想の実現

変更箇所	内 容
計 画 書	P58 「7 公共交通、情報発信」
基本目標	<u>◎第2青函トンネル構想の実現を目指します。</u>
区 分	<u>第2青函トンネル構想</u>
現 状	<p><u>・青函トンネル内は、在来線の貨物列車とのすれ違い時の安全性を確保するため、新幹線の最高速度は160km/hに抑えられています。</u></p> <p><u>・現在、民間3団体から「第2青函トンネル構想」が提言されており、道内経済界からも必要性を訴える声が出されています。</u></p>
課 題	<u>・国は、新幹線の速度問題を解決するための対策を検討していますが、2030年に予定されている北海道新幹線の札幌延伸に向けては、大幅な時間短縮が求められるものと考えられます。</u>
施 策	<u>① 第2青函トンネルは、新幹線の最高性能を発揮するための抜本的な解決策となり得るものと考えられますので、青函トンネル工事基地の当町から、「第2青函トンネル構想」の実現に向けて情報発信するとともに、関係者と連携を図りながら目に見える活動を展開します。</u>

3 目標とする指標の設定について

第5次総合計画では、まちづくり項目毎にその進捗状況や達成状況を定量的に把握することができる「目標とする指標」を平成31年度まで設定していることから、引き続き令和5年度までの指標を設定します。

Ⅲ 第5次福島町総合計画後期実施計画について

1 後期実施計画の総事業費等について

後期実施計画については、令和2年度から令和5年度の四年間における事業費総額は4,722,700千円となっており、財源の内訳は、国・道支出金が585,100千円、地方債が2,518,000千円、その他財源が407,200千円、町の持ち出しとなる一般財源が1,212,400千円となっております。

なお、年度別の事業費及び財源の内訳、及び、まちづくり項目（施策の大綱）ごとの事業費の内訳は次のとおりとなっております。

(1) 年度別事業費及び財源の内訳

(単位：千円)

財源区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
国庫支出金	104,800	55,600	296,100	19,700	476,200
道支出金	16,700	29,800	35,200	27,200	108,900
地方債	469,200	637,600	840,900	570,300	2,518,000
その他	74,500	129,500	65,000	138,200	407,200
一般財源	380,400	296,000	257,700	278,300	1,212,400
合計	1,045,600	1,148,500	1,494,900	1,033,700	4,722,700

(2) まちづくり項目（施策の大綱）ごとの事業費

(単位：件、千円)

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳			
				R2	R3	R4	R5
産業再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	11	883,200	82,000	128,900	569,300	103,000
	農業	3	15,700	7,000	2,000	2,000	4,700
	林業	6	199,300	35,600	71,600	47,300	44,800
	商工業、地場産品	2	78,000	21,000	19,000	19,000	19,000
	観光・交流	9	89,600	38,500	21,900	13,100	16,100
	産業創出と雇用労働対策	5	174,700	44,800	43,300	43,300	43,300
	小計	36	1,440,500	228,900	286,700	694,000	230,900
町民の安全 安心な暮らし・がん予防 対策の充実	保健予防、健康づくり	3	43,500	12,800	10,300	13,600	6,800
	地域医療	2	16,900	6,100	3,600	3,600	3,600
	地域福祉	2	24,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	高齢者の福祉	5	303,300	10,100	206,300	50,300	36,600
	小計	12	387,700	35,000	226,200	73,500	53,000
豊かな環境 と若者等の 定住対策・子 育て環境の 充実	自然保護、環境共生	1	2,200	2,200	0	0	0
	公園・緑地、景観、環境美化	1	34,000	1,500	32,500	0	0
	水道、排水・し尿処理	8	666,200	235,600	176,700	91,900	162,000
	道路網	7	493,700	110,000	129,500	139,900	114,300
	公共交通、情報通信	4	55,200	13,600	28,400	8,100	5,100
	住宅	10	827,000	182,700	75,000	315,900	253,400
	児童福祉、子育て支援	3	62,800	14,000	14,000	14,000	20,800
	火葬場、墓地	1	16,800	2,600	5,600	4,300	4,300
	防災	4	37,300	4,500	8,000	15,900	8,900
	消防・救急	4	106,000	8,000	45,000	12,000	41,000
	小計	43	2,301,200	574,700	514,700	602,000	609,800
学び合い、たくましい人を育てる	幼児教育、学校教育	9	249,300	89,500	55,700	50,300	53,800
	スポーツ	2	3,600	2,000	1,600	0	0
	芸術文化、文化財	1	4,500	4,500	0	0	0
	地域間交流、国際化	1	11,200	3,000	2,600	3,000	2,600
	小計	13	268,600	99,000	59,900	53,300	56,400
協働のまちづくり・行財政運営の充実	コミュニティ	1	199,500	38,800	43,300	52,400	65,000
	広報・広聴、情報発信	4	13,000	8,000	1,100	1,100	2,800
	行政運営	5	112,200	61,200	16,600	18,600	15,800
	小計	10	324,700	108,000	61,000	72,100	83,600
総合計		114	4,722,700	1,045,600	1,148,500	1,494,900	1,033,700

2 財政推計について

第5次福島町総合計画後期実施計画の策定にあたっては、前期実施計画に引き続き健全な財政運営の下で、施策を展開しなければならないことから、将来にわたり、財政規律を堅持するための財政推計が必要となります。

こうしたことから、財政推計を行うことにより、事務事業の実施の判断を行うとともに、健全な財政運営を進めるため財政推計を行うものであります。

(1) 基本的な考え方

国・道の制度については、推計時点での制度を用いることとし、政策的な視点や、今後の経済成長を考慮しないものとします。

歳入歳出ともに人口により変動するものについては、推計人口による推計とします。

経済的なものについての当初推計は、令和元年度予算額を基礎に推計します。

①共通指標

推計人口（福島町人口ビジョン）

区 分	H27	R元	R2	R3	R4	R5
3月31日住基	4,615	4,053	3,877	3,779	3,681	3,584
国調人口	4,422		3,800			
平成27年度、令和元年度の住基、国調人口は、実績値。 令和2年度以降は人口ビジョンによる推計値。						

(2) 歳入

①町税

町民税、たばこ税については、推計人口により推計します。

固定資産税については、評価替え期間の3年間の伸び率を基に推計します。

その他は、推計時点での額と同額とします。

②地方交付税

毎年度の普通交付税算定基準を基に推計し、国が公表する毎年度の地方財政計画等による伸び率を参照し推計します。

③地方債

臨時財政対策債については、毎年度の普通交付税の算定を基準とし、普通交付税同様に地方財政計画等の伸び率を参照に推計します。

④その他

人数により変動が生ずるものは、人数等を的確に把握した推計とし、歳出と連動する歳入については、歳出の伸びを考慮した推計とします。

その他の歳入については、毎年度の推計時点での額を基準とし、以降同額を基本とします。

(3) 歳出

①人件費

職員は、「第4次福島町職員定員管理適正化計画（改訂版）」により推計します。

職員給与は、昇給予定表及び各年度の人事院勧告に基づく給与改定により推計します。

特別職について、平成29年度以降は改正後の福島町特別職の職員の給与に関する条例により推計し、議員歳費についても、平成29年度以降は改正後の福島町議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例による推計とします。また、非常勤特別職報酬については、改正後の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例により推計します。

②公債費

実施計画に基づく起債借入額の見込みにより元利償還金の推計をします。

③普通建設事業

「第5次福島町総合計画実施計画」により推計します。

④繰出金

各特別会計への繰出金は、推計人口による影響額を考慮した推計とします。

⑤その他

物件費は、毎年度の推計時点での額を基準とし、事務事業の方向付けを考慮し推計します。

補助費等は、毎年度の推計時点での額を基準とし、増減が予想されるものは増減し推計します。

維持補修費については、公共施設維持保全計画等の維持管理計画に基づく推計とします。

その他の歳出については、毎年度の推計時点での額を基準とし、以降同額を基本とします。

(4) 財政推計表

(単位：百万円)

区 分		H30決算	R元決算	R2決算 ベース	R3決算 ベース	R4決算 ベース	R5決算 ベース
歳 入		4,289	4,023	4,079	4,156	4,497	3,971
歳 出		4,224	3,972	4,020	4,099	4,450	3,918
うち建設費		796	535	507	659	1,196	637
収 支 額		65	51	59	57	47	53
財政調整基金	4月1日	1,508	1,369	1,208	1,157	1,121	1,062
	積 立	56	34	30	29	24	27
	取 崩	195	195	81	65	83	73
	年度末	1,369	1,208	1,157	1,121	1,062	1,016
持公共施設 保全基金	4月1日	190	148	119	86	69	48
	積 立	0	0				
	取 崩	42	29	33	17	21	31
	年度末	148	119	86	69	48	17
備荒資金組合 超過納付金	4月1日	150	151	151	152	152	152
	積 立	1		1		1	
	取 崩	0	0				
	年度末	151	151	152	152	153	152

議案第39号関係

令和元年度福島町一般会計補正予算（第4号）
（第2表 地方債補正について）

（単位：千円）

起債の目的	地方補正債額	起債額充	債当	区分率	交付税算入算	交付税算入率	交付税区分方法		摘要
							算入	算入	
コンブ養殖係留ブロック設置事業債	△ 5,900		過疎対策事業債 100%		有	70%	公債費 元利償還金	道補助金の増による減額	

■議案第39号関係 令和元年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 総務課

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	1 目：一般管理費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			予算額	補正額	補正後の額		
			43,253	720	43,973	一般財源	【事業目的】 行政組織及び全般的な事務管理を行い、安定的な行政運営を図る。 【主な増減】 旅費720(普通旅費300、赴任旅費420) 【事業内容等】 渡島町村会道外研修等に係る旅費の増及び中途採用者等に係る赴任旅費の増
49	継	一般管理費	30,755	17	30,772	一般財源	【事業目的】 庁舎を適切に維持管理する。 【主な増減】 役務費17(各種手数料) 【事業内容等】 庁舎LPガス点検手数料の増

(単位：千円)

課名 企画課

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	6 目：企画費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			予算額	補正額	補正後の額		
			240	349	589	一般財源	【事業目的】 総合戦略策定及び審議を行う。 【主な増減】 需用費217(消耗品費200、印刷製本費17)、役務費132(通信運搬費) 【事業内容等】 福島町総合戦略に掲げる数値目標の達成度を把握するため実施する町民アンケートに係る費用の増額
49	継	福島町総合戦略策定事業費					

(単位：千円)

課名 総務課

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	1 3 目：電子計算費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			予算額	補正額	補正後の額		
			3,441	385	3,826	一般財源	【事業目的】 住民サービスに係る行政事務効率化のための電子計算機等の維持管理。 【主な増減】 委託料385(電子計算機システム変更委託料) 【事業内容等】 法改正に伴う財務会計システム改修(7節：貸金廃止)による委託料の増
49	継	電子計算費					

(単位：千円)

■議案第39号関係 令和元年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 総務課

議案ページ	新 継	事務・事業予算名	1 5 目：電子自治体推進費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			予算額	補正額	補正後の額		
			3,369	1,480	4,849	1,480	【事業目的】 庁舎内の情報の伝達、処理に係る電子計算機及びパソコンの管理。 【主な増減】 需用費600(消耗品費)、委託料880(電子計算機システム運用委託料) 【事業内容等】 コピー機3台分のインク外の使用量増加による消耗品費の増、新規パソコン購入に係る設置・設定や庁内LAN環境整備に伴う委託料の増
49	継	電子自治体推進費					

(単位：千円)

課名 企画課

議案ページ	新 継	事務・事業予算名	1 9 目：がんばる地元企業等応援事業費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			予算額	補正額	補正後の額		
			105,000	40,000	145,000	40,000	【事業目的】 地元企業等の事業の継承及び確保を図り、地域の振興を促進する。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金40,000(施設投資助成金) 【事業内容等】 施設投資助成金の指定申請受付状況から、助成見込額が当初予算額を超過することによる増額。 【施設投資助成金指定申請受付状況(R元.11.21現在)】 ・相談受付件数 98件 ・申請受付件数 91件 ・施設投資予定額 274,086,988円(うち町内経済循環分111,016,296円) ・助成対象予定額 264,466,939円 ・助成予定額 124,325,000円
49	継	がんばる地元企業等応援事業費					

(単位：千円)

課名 企画課

議案ページ	新 継	事務・事業予算名	9 目：がんばる地元企業等応援基金費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			予算額	補正額	補正後の額		
			66,596	40,000	106,596	40,000	【事業目的】 がんばる地元企業等応援事業を推進するため基金を造成する。 【主な増減】 積立金40,000(積立金) 【事業内容等】 がんばる地元企業等応援基金(施設投資助成金分40,000千円)の積立。
50	継	がんばる地元企業等応援基金費					

(単位：千円)

■議案第39号関係 令和元年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課 名 福祉課

議案 ページ	新 継	1 項：社会福祉費		1 目：社会福祉総務費		財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
		事業・事業予算名	予 算 額	補正前の額	補正額		
			5,204	182	5,386	182 一般財源	【事業目的】 ひとり暮らし高齢者等の見守り、要援護者避難支援体制の整備・更新等を行い、地域で安心して生活できる支援体制の構築を図る。 【主な増減】 需用費182(消耗品費)
50	継	安心生活創造事業費					【事業内容等】 独居・老老世帯などの対象世帯に配布している「救急医療情報キット【Q救ちやん】」について、平成22年度に2,000個購入した在庫が不足してきたことから、500個購入するため。

(単位：千円)

課 名 町民課

議案 ページ	新 継	2 項：児童福祉費		2 目：児童措置費		財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
		事業・事業予算名	予 算 額	補正前の額	補正額		
			51,290	3,221	54,511	1,477 国庫支出金 873 道支出金 871 一般財源	【事業目的】 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、私立幼稚園の新制度移行に対する助成を行うことにより、幼児教育の推進を図り次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。 【主な増減】 負担金補助及び交付金3,221(施設型給付負担金)
50	継	児童措置費					【事業内容等】 福島幼稚園入所児童2名増に伴う施設型給付負担金の増

(単位：千円)

■議案第39号関係 令和元年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 福祉課

4款：衛生費	1項：保健衛生費	9目：温泉健康保養センター管理運営費	福祉課	事業・事業予算名 温泉健康保養センター 管理運営費	51	新 継	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)	(単位：千円)
							補正前の額	補正後の額			
					1,100	52,626	1,100	一般財源	1,100	【事業目的】 町民の心身の保養と健康を増進し、活力に満ちた地域社会の振興を図る。 【主な増減】 委託料1,100(温泉補給水管洗浄等業務委託料) 【事業内容等】 温泉施設の老朽化により、浴槽温泉出口からの温泉水にスケール等が混入しており、特に混入がみられる低温風呂への補給水管経路及び貯泉槽について、洗浄が必要のため。	

課名 総務課(財政)

4款：衛生費	2項：清掃費	2目：広域事務組合費	総務課(財政)	事務・事業予算名 広域事務組合費	51	新 継	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)	(単位：千円)
							補正前の額	補正後の額			
					76	117,574	76	一般財源	76	【事業目的】 渡島西部広域事務組合衛生部門負担金(し尿浄化槽汚泥等や不燃ごみ等の処理等) 【主な増減】 負担金・補助及び交付金76(渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)) 【事業内容等】 人事院勧告及び標準報酬月額定時改定に伴う人件費の増	

課名 産業課(農林)

6款：農林水産業費	2項：林業費	4目：熊等による被害対策費	産業課(農林)	事務・事業予算名 熊等による被害対策費	52	新 継	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)	(単位：千円)
							補正前の額	補正後の額			
					688	4,418	688	一般財源	688	【事業目的】 ヒグマ・エゾシカ及びキツネ等の鳥獣による農林業への被害を未然に防止し、地域住民の生活安全と産業の振興に資する。 【主な増減】 賃金517(ハンター賃金)、報償費171(ヒグマ等捕獲報償費) 【事業内容等】 ヒグマ等の出没が例年より多く、パトロールや民巡視時間が増加したことによるハンター賃金の増及びヒグマ等の捕獲頭数が増加したことによるヒグマ等捕獲報償費の増。	

■議案第39号関係 令和元年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 産業課(水産)

議案ページ	新継	事務・事業予算名	3 項：水産業費		2 目：水産振興費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)	
			補正前の額	補正額	予算額	補正後の額			
			3,300	134		3,434	道支出金	134	【事業目的】 漁業協同組合が実施する水産業の発展のため行う事業への支援 【主な増減】 負担金・補助及び交付金 134 (日本海漁業振興対策事業補助金) 【事業内容等】 北海道補助金である日本海漁業振興対策事業に係る漁協実施分の追加
52	継	漁協実施事業補助費							
			13,100	0		13,100	道支出金 地方債 一般財源	5,935 △ 5,900 △ 35	【事業目的】 係留ブロックの設置・補強することで荒天等による養殖施設への被害を防止、安定したコンブ養殖を図る。 【主な増減】 財源繰替による 【事業内容等】 日本海漁業振興対策事業補助金の増による
52	継	コンブ養殖係留ブロッ ク設置事業費							

(単位：千円)

課名 産業課(商工観光)

議案ページ	新継	事務・事業予算名	3 目：観光費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)	
			補正前の額	補正額			
			10,634	878	国庫支出金 一般財源	439 439	【事業目的】 観光分野で知名度向上を図ることを目的に、観光施設と手付かずの自然を満喫できるクルーズ船事業を結び付く、多くの観光客を呼び込む。 【主な増減】 需用費878(印刷製本費) 【事業内容等】 今年度作成した観光パンフレットの在庫が少なくなり、冬期間のプロモーション等に使用する部数が不足するため10,000部増刷するため。
52	継	岩部海岸わくわくク ルーズ事業費					

(単位：千円)

■議案第39号関係 令和元年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課 名 建設課

8 款：土木費	新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	1 目：河川総務費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
				3 項：河川費	(単位：千円)		
				予 算 額			
				補正前の額	補正後の額		
				3,699	4,199	一般財源	500
				補正額	500		
	53	継	河川総務費				【事業目的】 町管理河川を適切に維持補修、管理する。 【主な増減】 使用料及び賃貸借料500（車輛借上料） 【事業内容等】 河道整備に係る車輛借上料の増

課 名 建設課

8 款：土木費	新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	3 目：住環境整備事業費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
				4 項：都市計画費	(単位：千円)		
				予 算 額			
				補正前の額	補正後の額		
				10,604	11,204	一般財源	600
				補正額	600		
	53	継	空家等対策支援事業費				【事業目的】 適正な空家を管理し、安全・安心な住みよいまちづくりをする。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金600（空家等除却補助金） 【事業内容等】 除却補助金（600千円×1件分追加） 11月22日現在残予算額 619千円 不足分1件600千円 申請件数17件、相談件数2件

課 名 総務課（財政）

9 款：消防費	新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	2 目：広域事務組合費		財 源 内 訳	説明（事業の目的・主な増減）
				1 項：消防費	(単位：千円)		
				予 算 額			
				補正前の額	補正後の額		
				221,109	220,584	一般財源	△ 525
				補正額	△ 525		
	53	継	広域事務組合費				【事業目的】 渡島西部広域事務組合消防部門負担金（火災、自然災害等消防及び病気、ケガ等の救急の業務） 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△525（渡島西部広域事務組合負担金（消防部門）） 【事業内容等】 人病院勧告及び標準報酬月額定時改定に伴う人件費の増

■議案第39号関係 令和元年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課 名 教育委員会事務局 (学校教育)

議案 ページ	新 継	教育費	1 項：教育総務費		3 目：教育振興費		財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
			事業・事業予算名	予 算 額	補正額	補正後の額		
			10,020	2,400	12,420	2,400	一般財源	【事業目的】 町奨学資金、小笠原実奨学金、花田俊勝奨学金及び町奨学金一時金の貸付をする。 【主な増減】 貸付金2,400 (奨学資金貸付金)
54	継	奨学資金貸付費						【事業内容等】 奨学資金貸付金 (一時金) の予算執行状況から、今後の予算額に不足が見込まれるため。 ・確定分…専門学校1名 ・見込分…大学2名、短大または専門学校1名、高等学校1名

(単位：千円)

課 名 教育委員会事務局 (学校教育)

議案 ページ	新 継	教育費	2 項：小学校費		1 目：学校管理費		財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
			事務・事業予算名	予 算 額	補正額	補正後の額		
			1,808	820	2,628	820	一般財源	【事業目的】 校舎等の修繕を適切に執行する。
54	継	各学校校舎営繕事業費						【主な増減】 需用費820 (修繕費) 【事業内容等】 福島小学校屋内消火栓給水装置及び吉岡小学校ボイラー配管等修繕に係る修繕費の追加

(単位：千円)

■議案第39号関係 令和元年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局(生涯学習)

議案 ページ	10 款：教育費	4 項：社会教育費	1 目：社会教育総務費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			事業・事業予算名	予算額	補正後の額		
			1,969	60	2,029	60 一般財源	【事業目的】社会教育の全般的な推進
54	継	社会教育総務費					【主な増減】報酬50(社会教育委員報酬)、旅費10(社会教育委員費用弁償)
							【事業内容等】第6次社会教育中期計画策定委員会議に係る増額

(単位：千円)

課名 教育委員会事務局(生涯学習)

議案 ページ	10 款：教育費	4 項：社会教育費	3 目：チロップ館運営費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			事業・事業予算名	予算額	補正後の額		
			2,701	260	2,961	260 一般財源	【事業目的】チロップ館(旧白符小学校)の管理運営
55	継	チロップ館運営費					【主な増減】需用費260(修繕費)
							【事業内容等】チロップ館体育館の外壁修繕に係る修繕費の追加

(単位：千円)

課名 教育委員会事務局(生涯学習)

議案 ページ	10 款：教育費	5 項：保健体育費	2 目：総合体育館運営費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			事業・事業予算名	予算額	補正後の額		
			12,221	153	12,374	153 一般財源	【事業目的】社会体育推進のための施設の提供等
55	継	総合体育館運営費					【主な増減】備品購入費153(暖房用機器購入費)
							【事業内容等】事務室暖房器具の購入に係る増額

(単位：千円)

■議案第39号関係 令和元年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 総務課(財政)

議案 ページ	1 2 款：諸支出金 2 項：特別会計繰出金 1 目：繰出金	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財 源 内 訳	説明(事業の目的・主な増減等)
				補正前の額	補正額		
				209,896	339	一般財源	
							【事業目的】 各特別会計への一般会計負担分
55		継	繰出金		210,235		【主な増減】 繰出金339(国保会計560、介護会計71、診療所会計△292)
							【事業内容等】 国保会計～出産育児一時金の実績見込みの増 介護会計～給与改定による増 診療所会計～給与改定による増及び異動等による職員手当等の減

(単位：千円)

課名 総務課

議案 ページ	1 3 款：職員給与費： 1 項：職員給与費	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財 源 内 訳	説明(事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額		
				548,377	△ 8,285	一般財源	
							【事業目的】 特別職及び正職員の給与等の適切な支給事務
56		継	職員給与費		540,092		【主な増減】 給料△7,947(特別職427、一般職給△8,374)、職員手当等△1,621(期末手当(一般職)等△839 外)、共済費1,283(退職手当組合負担金3,521、退職手当組合負担金精算納付金△2,334 外)
							【事業内容等】 正職員(特別職、一般職)の給与等(給料・手当・共済費)の支出 ・ 人事院勧告に係る給料表改定及び勤勉手当支給月数の増 ・ 退職者及び育児休業者の給与等の減 ・ 標準報酬月額増減と退職手当組合負担金の精査による増 ※詳細については、給与費明細書を参照

(単位：千円)